

www.flat35.com



## 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型 連携地方公共団体一覧表

# 金利引下げで住宅取得を応援！

いま子育て中の方に



**【フラット35】  
子育て支援型**

UIJターンする方に



**【フラット35】  
地域活性化型**

メリットその1 住宅取得の際、地方公共団体からの補助金などの財政的支援があります！

メリットその2 全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】の金利を引き下げます！

当初5年間の  
借入金利

**年0.25%引下げ** 【フラット35】Sとの併用で、当初5年間 年0.5%引下げ

## 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

【フラット35】に関するご相談は



お客様コールセンター

住宅金融支援機構近畿支店

地域営業第一グループ(担当:大阪府、和歌山県)

【電話】06-6281-9261

地域営業第二グループ(担当:滋賀県、京都府、奈良県)

【電話】06-6281-9281

兵庫センター(担当:兵庫県) 【電話】078-327-5015

営業時間: 平日9:00~17:00(土日、祝日、年末年始は休業)

ハロー フラット35  
**0120-0860-35** (通話無料)

営業時間: 9:00~17:00(祝日、年末年始は休業)  
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。  
048-615-0420 (通話料金がかかります。)

# 目次

I	【フラット35】子育て支援型・地域活性化型 商品概要	1
II	【フラット35】子育て支援型・地域活性化型 利用可能地方公共団体一覧(子=子育て支援型、地=地域活性化型)	
	<滋賀県>	4
	東近江市(子、地)、多賀町(子、地)	
	<京都府>	6
	南丹市(子、地)、南山城村(地)	
	<奈良県>	9
	御杖村(子)、黒滝村(子)、上北山村(地)	
	<大阪府>	13
	貝塚市(子、地)、枚方市(子、地)、茨木市(子)、大東市(子)	
	<和歌山県>	17
	和歌山市(子)、橋本市(地)、高野町(地)	
	<兵庫県>	21
	兵庫県(子)、加西市(地)、南あわじ市(地)、神河町(子)	

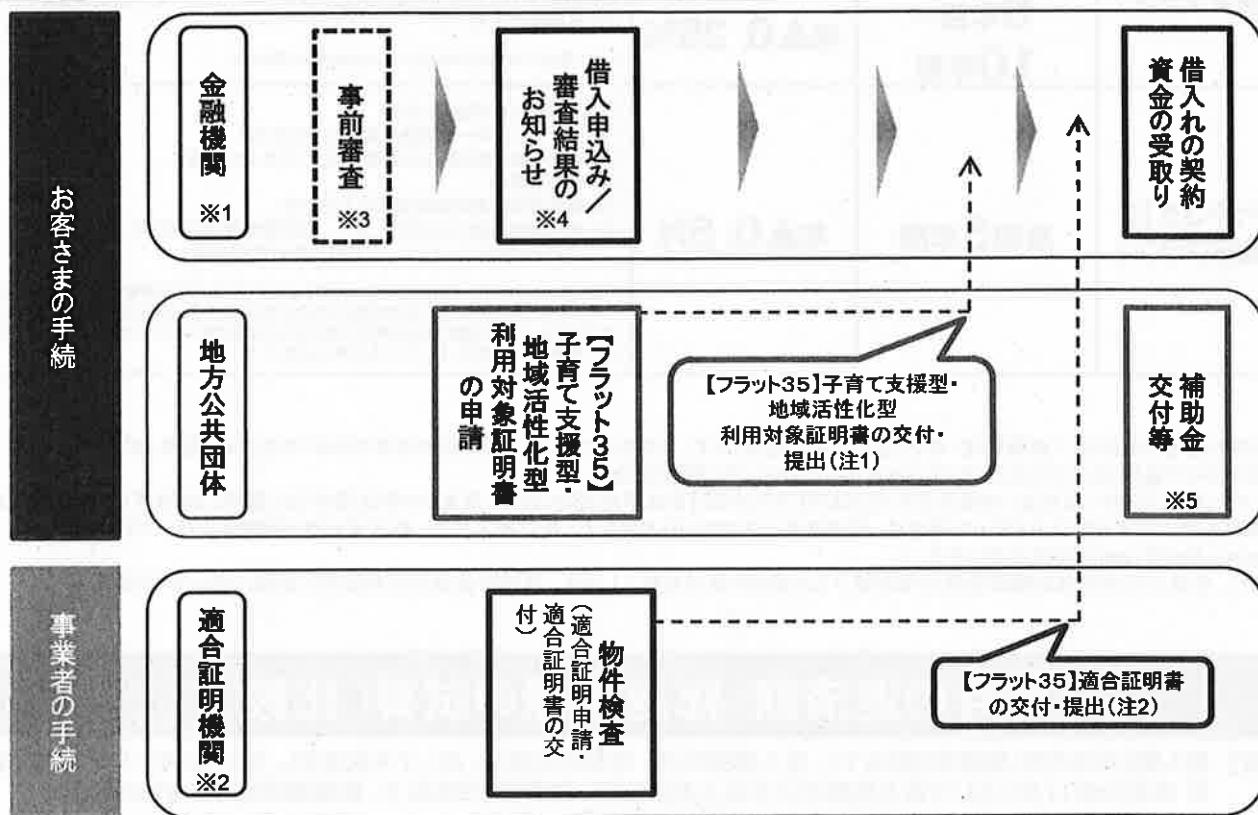
# I 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型商品概要

## ご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくためには、地方公共団体から、「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト([www.flat35.com](http://www.flat35.com))でご確認ください。

## 利用手続の流れ



(注)上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、地方公共団体および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入れの契約時までに金融機関へ提出する必要があります。

(※1)借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2)適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。

(※3)取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。

(※4)借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

(※5)補助金交付等は、地方公共団体の制度に基づき実施するものです。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト([www.flat35.com](http://www.flat35.com))でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客様のご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客様負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金収取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確定性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客様の年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査証明が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客様負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を担当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客様負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただけます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります)。火災保険料は、お客様負担となります。●就寝上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】ご利用いただけます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります)。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト([www.flat35.com](http://www.flat35.com))でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

## 【フラット35】Sと併せてご利用いただけます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅等、質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年0.25%引き下げる制度です。

併用する 金利引下げ プラン	金利引下げ期 間	金利引下げ幅	住宅の条件*
【フラット35】S (金利Aプラン)	当初5年間	年▲0.5%	(1) 認定低炭素住宅 (2) 一次エネルギー消費量等級5の住宅 (3) 性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)* (4) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3の住宅 (5) 高齢者等配慮対策等級4以上の住宅(共同住宅の専用部分は等級3でも可) (6) 長期優良住宅  *竣工年月日が平成28年4月1日以後の住宅に限ります。
	6年目～ 10年目	年▲0.25%	(1) 断熱等性能等級4の住宅 (2) 一次エネルギー消費量等級4以上の住宅* (3) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅 (4) 免震建築物 (5) 高齢者等配慮対策等級3以上の住宅 (6) 劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅 (共同住宅等については、一定の更新対策が必要)
【フラット35】S (金利Bプラン)	当初5年間	年▲0.5%	*建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅(竣工年月日が平成28年3月31以前の住宅に限る。)および基準適合建築物に認定された住宅(竣工年月日が平成28年4月1日以後の一戸建て住宅に限る。)についても対象となります。

\* 表中の住宅の条件は、「新築住宅・中古住宅共通の基準」です。このほかに中古住宅特有の基準である「中古タイプ基準」があります。  
「中古タイプ基準」は、フラット35サイト([www.flat35.com](http://www.flat35.com))でご確認ください。

(注)【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは平成30年3月31までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト([www.flat35.com](http://www.flat35.com))でお知らせします。)。また、各地方公共団体の補助金交付等が終了した場合も受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

## 毎月の返済額・総返済額の試算(比較)

【試算例】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.37%※の場合  
※ 平成29年11月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付き金利の場合で

取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型なら【フラット35】より総返済額が約38万円お得！

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と【フラット35】S(金利Aプラン)の併用なら【フラット35】より総返済額が約111万円お得！

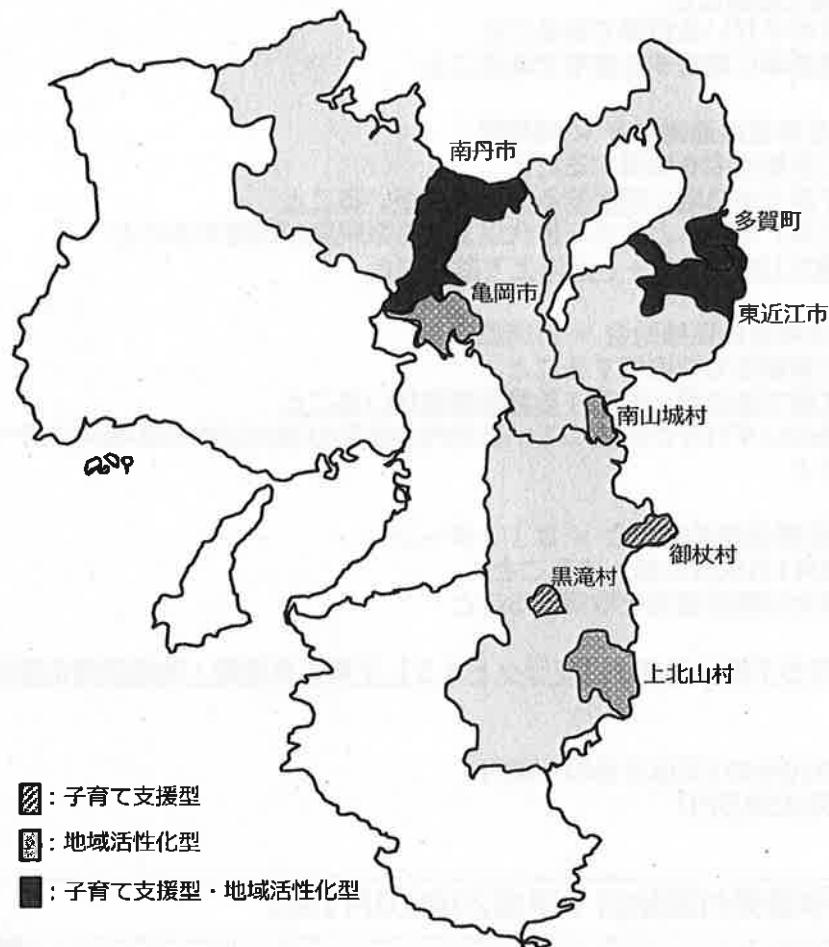
	【フラット35】	【フラット35】子育て支援型・ 地域活性化型	【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と 【フラット35】S(金利Aプラン)の併用
借入金利	全期間 年1.37%	当初5年間 年1.12% 6年目以降 年1.37%	当初5年間 年0.87% 6年目～10年目 年1.12% 11年目以降 年1.37%
毎月の返済額	全期間 89,956円	当初5年間 86,373円 6年目以降 89,471円	当初5年間 82,880円 6年目～10年目 85,893円 11年目以降 88,483円
総返済額	37,781,766円	37,392,140円	36,671,277円
【フラット35】 との比較 (総返済額)	—	▲389,626円	▲1,110,489円

取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客様のご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
試算結果の数値は概算です。

(注)上記総返済額には、融資手数料、物件検査手数料、火災保険料等は含まれず、別途お客様負担となります。また、試算結果の数値は概要です。

## II 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型連携地方公共団体一覧(滋賀県、京都府、奈良県)

- 近畿圏のフラット35子育て支援型・地域活性化型の協定締結数は19団体（11／1時点）
- 滋賀県内2団体、京都府内3団体、奈良県内3団体と協定締結（※亀岡市の紹介ページは次号より掲載予定）  
 (注) 各地方公共団体の補助金受付等が終了した場合は受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。



### ■滋賀県

東近江市	東近江市定住移住推進補助金
多賀町	多賀町若者定住支援事業

### ■京都府

亀岡市	亀岡市空き家活用移住促進事業 (移住促進住宅整備事業)
南丹市	Uターン者住宅購入・新改築支援商品券交付事業、南丹市移住促進事業 (移住促進住宅整備事業)
南山城村	南山城村田舎暮らし定住促進奨励金制度

### ■奈良県

御杖村	御杖村多世代による同居・近居推進事業補助金
黒滝村	若者定住促進のための住宅新增改築等支援金
上北山村	上北山村移住定住促進補助金

滋賀県

1市、1町

新築

中古

平成29年11月1日現在

東近江市

東近江市定住移住推進補助金

子育て支援型  
地域活性化型

■主な申請条件

- (1) 東近江市定住移住推進補助金 × 若年子育て
  - 東近江市空き家バンク制度により空き家を取得し改修すること
  - 満50歳未満であること
  - 小学校以下の子がいる世帯であること
  - 所定の耐震基準に適合する住宅であること
  
- (2) 東近江市定住移住推進補助金 × 同居型
  - 東近江市に新築住宅を取得すること
  - 小学校修了前である現に同居する直系親族がいること
  - 「親と子と孫」を基本とする三世代以上の直系親族が同居すること
  - 住宅の面積が100平方メートル以上であること
  
- (3) 東近江市定住移住推進補助金 × 近居型
  - 東近江市に新築住宅を取得すること
  - 小学校修了前である現に同居する直系親族がいること
  - 親、子、孫のいずれかが居住している市内の住宅の3km以内の区域又は同一の小学校区域に居住すること
  
- (4) 東近江市定住移住推進補助金 × U I Jターン
  - 平成28年4月1日以降に転入すること
  - 新築住宅または既存住宅を取得すること

▶ 主な申請条件のうち下線の要件が【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の追加要件

■補助金額

補助対象経費の10分の1又は5分の1以内  
(上限30万円又は50万円)

利用対象証明書申請受付開始日：平成29年10月15日

<照会先> 東近江市役所 企画部企画課

TEL:0748-24-5610

<http://www.city.higashioomi.shiga.jp/0000007691.html>

補助制度についてはこちら



滋賀県

1市、1町

新築

中古

平成29年11月1日現在

多賀町

多賀町若者定住支援事業

子育て支援型  
地域活性化型

■主な要件

- (1) 若者新築等住宅取得支援事業 × 若年子育て
- 多賀町内に住宅を取得すること(建て替えを除く)
  - 補助申請者又はその配偶者の年齢が住宅に係る契約日において満40歳未満であること
  - 住宅に係る契約日において中学生以下で現に同居し扶養する子がいること
- (2) 若者新築等住宅取得支援事業 × U I Jターン
- 多賀町区域外から転入すること
  - 多賀町内に住宅を取得すること(建て替えを除く)
  - 補助申請者もしくはその配偶者の年齢が住宅に係る契約日において満40歳未満であること又は中学生以下で現に同居し扶養する子がいる
- (3) 若者世帯多世代同居支援事業 × 若年子育て
- 多賀町内で住宅を建て替え又は住宅を取得し増築をすること
  - 補助申請者又はその配偶者の年齢が住宅に係る契約日において満40歳未満であること
  - 住宅に係る契約日において中学生以下で現に同居し扶養する子がいる
- (4) 若者世帯多世代同居支援事業 × 同居型
- 多賀町内で住宅を建て替え又は住宅を取得し増築をすること
  - 住宅に係る契約日において中学生以下である現に同居し扶養する子がいる世帯とその親が同居すること
  - 住宅の床面積が50m<sup>2</sup>以上であること。ただし、戸建ての場合は70m<sup>2</sup>以上であること。
- (5) 若者世帯多世代同居支援事業 × U I Jターン
- 多賀町区域外から転入すること
  - 多賀町内で住宅を建て替え又は住宅を取得し増築をすること
  - 補助申請者もしくはその配偶者の年齢が住宅に係る契約日において満40歳未満である世帯又は中学生以下で現に同居し扶養する子がいる世帯とその親が同居すること

▶ 主な申請条件のうち下線の要件が【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の追加要件

■補助金額

固定資産税相当額を3年間助成(年10万円を上限)  
町内建築業者が元請けで行ったとき10万円の加算(1年目)

利用対象証明書申請受付開始日:平成29年9月15日

<照会先> 多賀町役場 企画課

TEL:0749-48-8122

[http://www.town.taga.lg.jp/contents\\_detail.php?frmId=351](http://www.town.taga.lg.jp/contents_detail.php?frmId=351)

補助制度についてはこちら



多賀町の観光スポット

★多賀大社

天照大神の両親である伊邪那岐命と伊邪那美命を祀り「お多賀さん」の名で親しまれる滋賀県第一の大社で、延命長寿・縁結びの神として信仰を集めています。厳かな雰囲気が漂う境内には、本殿右に能舞台、左に絵馬殿が建っています。



## 南丹市

## Uターン者住宅購入・新改築支援商品券交付事業

子育て支援型  
地域活性化型

## ■主な申請条件

- ・Uターン者（南丹市外に転出し、3年以上居住した後、定住の意思を持って再び転入する方）を含む世帯
- ・申請日の属する年度の4月1日時点において、18歳未満の者と、その者を養育する3親等以内の50歳未満の者をもって転入する世帯
- ・平成28年4月1日以降に新たに住宅購入、新築等のいずれかの契約を締結し、住宅の引き渡しの前後6か月以内に住民登録する方
- ・商品券の交付を受けた日から引き続き本市に5年以上定住すること
- ・南丹市が行う移住に伴う経済的負担を支援する同種の制度を利用していないこと
- ・引き渡し後6か月以内に申請が必要

## ■商品券の交付額

住宅の新築または新築住宅購入をされる場合は4か年計100万円、中古住宅の購入等をされる場合は3か年計60万円の商品券を交付

利用対象証明書申請受付開始日：平成29年7月18日

&lt;照会先&gt; 南丹市役所 企画政策部 定住・企画戦略課

TEL:0771-68-0003

<http://www.nancla.jp/sumai/>

補助制度についてはこちら



## 南丹市の観光スポット

## ★るり渓

国の名勝地にも指定されている京都府立自然公園。およそ4キロメートルの渓流沿いの散策コースには大小さまざまな滝や岩が見事な自然美を見せる。春は桜、秋は紅葉も美しい。環境庁の「残したい日本の音風景百選」に選定されている。



## ★美山かやぶきの里

約50戸の集落のおよそ8割が今では希少なかやぶき屋根、ひな段状の土地にかやぶき民家が建ち並ぶ姿は、まさに日本の原風景。国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。



## 南丹市のグルメ

## ★多彩な山の幸

京地どり、ばたん鍋、美山牛乳、鮎、松茸、黒大豆や丹波くりなど、多彩なグルメがそろっている。

京都府

2市、1村

中古

平成29年11月1日現在

南丹市

移住促進事業(移住促進住宅整備事業)

地域活性化型

■主な申請条件

- ・南丹市空き家バンクを利用する移住者の方
- ・京都府が指定する移住促進特別区域内の市空き家バンクに登録されている空き家を購入又は賃借し、自らの居住を目的として生活するために必要な改修を行う方
- ・空き家の所有者と2親等以内の方でないこと
- ・移住する地域の自治会等に加入し、地域活動などに積極的に参加すること

■補助金額

- ・補助対象事業費の総額（180万円が限度）

利用対象証明書申請受付開始日：平成29年7月18日

＜照会先＞南丹市役所 企画政策部 定住・企画戦略課

TEL:0771-68-0003

<http://www.nancla.jp/sumai/>

補助制度についてはこちら



京都府

2市、1村

新築

中古

平成29年11月1日現在

南山城村

田舎暮らし定住促進奨励金制度

地域活性化型

■主な申請条件

- ・定住する意思を持って南山城村に転入し、村内に住宅を取得等したU・Iターン者
- ・転入及び住宅取得の日が、平成24年4月1日以降であり、定住していること
- ・転入の日から起算して5年以内であること

■補助金額

住宅取得の場合 基本額30万円、申請時の定住者1人につき5万円加算、申請者が40歳未満の場合10万円加算

利用対象証明書申請受付開始日：平成29年7月18日

<照会先> 南山城村役場 むらづくり推進課

Tel:0743-93-0560 FAX:0743-93-0596

[http://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp/contents\\_detail.php?frmId=966](http://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp/contents_detail.php?frmId=966)

補助制度についてはこちら



南山城村の魅力

★宇治茶の茶畠

南山城村を代表する特産品である、「お茶」。急峻な山間部にある茶園は、お茶栽培に適した気候と土壌条件を兼ね揃え、この地域特有の熏り高い良質な高級茶を育んでいます。



★京都でたったひとつの村、南山城村。

山に囲まれ、中央に木津川が流れる自然豊かなところ。三重・奈良・滋賀に隣接し、多様な文化が入り混じっています。



南山城村のグルメ

★お茶のグルメ

上質なお茶をこれでもかと使い、村抹茶ソフトクリームや冷やし抹茶、お茶と一緒に楽しむ和菓子など、お茶のスイーツやドリンクがあります。



## 御杖村

## 御杖村多世代による同居・近居推進事業補助金

子育て支援型

## ■主な申請条件

- ・親と子と孫を基本とする三世代以上の直系親族が床面積120m<sup>2</sup>以上の新築する住宅に同居、または、子育て世帯と親世帯が新たに近居（御杖村内において別の建物に居住）すること
- ・補助申請日時点で義務教育終了前の子（補助申請日時点で出生していない子であって補助申請日以後に出生し同居する予定である子を含む）があること

➤ 主な申請条件のうち下線の要件が【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の追加要件

## ■補助金額

- ・補助対象経費の2分の1に相当する額とし、限度額は以下のとおり
- ・本人及び配偶者が45歳未満若しくは義務教育終了前の者を有する場合 100万円
- ・前項以外の場合 50万円

利用対象証明書申請受付開始日：平成29年10月2日

&lt;照会先&gt; 御杖村役場 むらづくり振興課

補助制度についてはこちら

TEL:0745-95-2001 (代)

<http://www.vill.mitsue.nara.jp/kurashi/guide/20160630104713.html>



## 御杖村のよき自然

## ★三峰山（みうねやま）

初夏の白ツツジや新緑、秋の紅葉から冬の霧氷まで、季節の移り変わりを最も色濃く見せてくれます



## ★不動の滝（ふどうのたき）

静寂に包まれた山の中に水の音を響かせるその姿は荘厳で、自然のパワーを分け与えてくれます



## 御杖村のよき特産物

## 御杖のお米

きれいな空気、さわやかな水、あたたかい人に育てられた美味しいお米です。



## コーヒー豆

自然がいばいの御杖村の山の中でコーヒー豆の焙煎をしています。



## 地酒「日の出」

御杖村の大地と水に育てられたおいしいお酒です。



## 黒滝村

## 若者定住促進のための住宅新增改築等支援金

子育て支援型

## ■主な申請条件

- ・補助申請者（申請予定者を含む。以下同じ）が住宅を新築する者又は空き家を取得する者であること
- ・補助申請者又はその配偶者の年齢が左欄の補助事業申請日時点において満40歳以下であること
- ・補助申請者に、左欄の補助事業申請日時点において満15歳未満である現に同居し扶養する子があること
- ・支援金交付日から、10年間対象家屋に居住すること

## ■補助金額

住宅を新築する場合：200万円

空き家を購入する場合：取得価格の2分の1以内の額とし、200万円を限度とする

利用対象証明書申請受付開始日：平成29年10月2日

&lt;照会先&gt; 黒滝村役場 企画政策課

TEL:0747-62-2031

<https://www.vill.kurotaki.nara.jp/ijyu/support/>

補助制度についてはこちら



## 黒滝村の観光スポット

## ★黒滝吊橋（黒滝・森物語村）

山里を再現したリゾート施設「黒滝・森物語村」にある大きな吊橋。宿泊施設や温泉施設などもあり、水と緑に囲まれた森のオアシスでゆったりとくつろぐことができる。



## ★黒滝村旧役場庁舎

明治の吉野林業を伝えるモダン建築。洋風二階建ての本館に和風の平屋建てが取付く珍しい造り。昭和54年に奈良県県文化財として指定。現在は、黒滝民族資料館として使用。



## 黒滝村の特産品販売所

## ★道の駅吉野路黒滝

黒滝村の玄関に建つ赤い屋根、北欧の民家をイメージした建物が、観光案内と休憩所を兼ねた総合案内センター道の駅。

木工品、柿の葉すし、手作りコンニャク、炭コンロ、お茶などの吉野路の物産販売や、周辺の観光名所や観光情報を提供。



奈良県

3村

新築

中古

平成29年11月1日現在

上北山村

上北山村移住定住促進補助金

地域活性化型

■主な申請条件

- ・村内で住宅を新築又は購入すること
- ・村内に10年以上居住する目的で転入しようとする者又はした者で、転入した日から起算して3年を経過していないこと
- ・住宅を取得する者の年齢が補助金交付申請日時点で55歳未満であること

■補助金額

住宅を新築（建替え）する場合：最大300万円（補助対象経費の20%）

中古住宅を購入する場合：最大150万円（補助対象経費の50%）

利用対象証明書申請受付開始日：平成29年10月2日

<照会先> 上北山村役場 地域振興課

Tel:07468-2-0001

<http://vill.kamikitayama.nara.jp/ijyu/>

補助制度についてはこちら



上北山村の観光スポット

★大台ヶ原（大蛇嵒）

大台ヶ原の人気No.1スポット。800m断崖絶壁の自然の展望所でスリル満点。目前に西大台、その奥には大峰山脈の展望が楽しめる。



★上北山村温泉・薬師湯

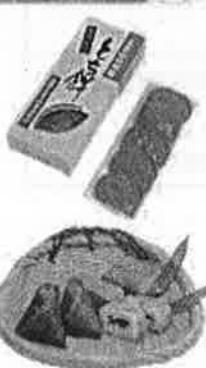
湯に触れるとツルツルするその泉質から地元でも愛される。毎分350リットルの豊富な湧出量は県下でも有数。国道169号線沿いの道の駅に隣接。



上北山村の特産品

★とち餅

上北山村で取れるトチの木の実を、昔ながらの製法で餅に加工、自然食ブームのなか、甘さを抑えた自然の味わいが訪れる人々に好評。



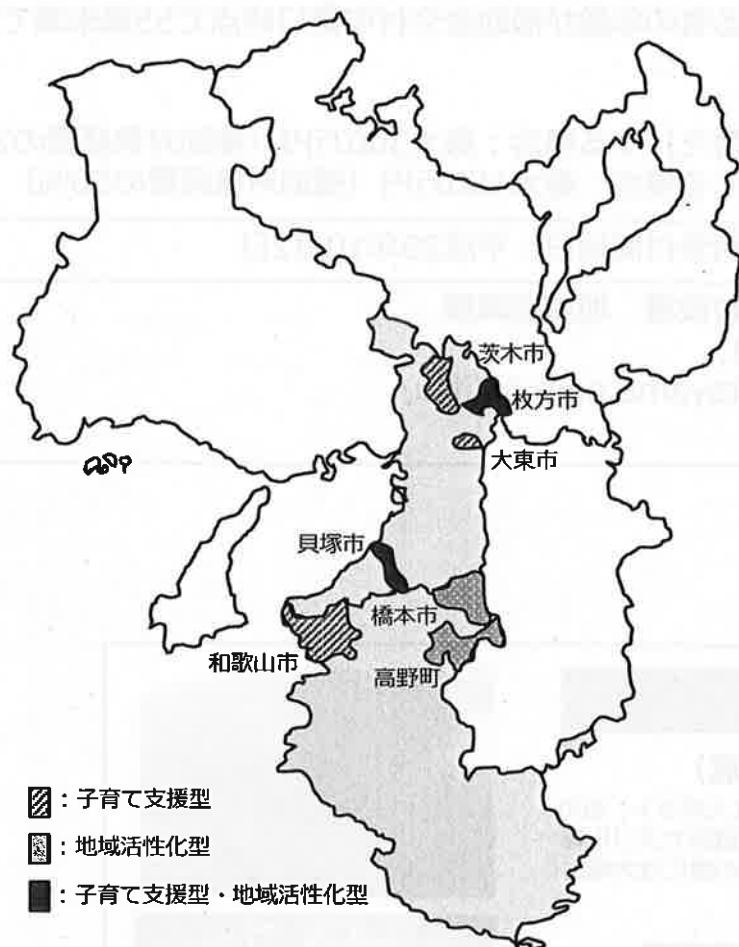
★みざさ寿司

大台山系一帯に自生する豊富な笹。奥吉野上北山ならではの自然の野趣と素朴さ、青々とした笹の香りに包まれたさけと寿司のかもし出す味は、思わず太古の郷愁を誘う。



## Ⅱ 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型連携地方公共団体一覧(大阪府、和歌山県)

- ・近畿圏のフラット35子育て支援型・地域活性化型の協定締結数は19団体（11／1時点）
  - ・大阪府内4団体、和歌山県内3団体と協定締結
- (注) 各地方公共団体の補助金受付等が終了した場合は受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。



### ■ 大阪府

貝塚市	貝塚市若年世帯住宅取得補助事業
枚方市	枚方市三世代家族・定住促進住宅取得補助金
茨木市	茨木市多世代近居・同居支援住宅取得事業
大東市	大東市三世代家族推進事業

### ■ 和歌山県

和歌山市	和歌山市転入型三世代同居・近居促進補助金
橋本市	転入夫婦新築住宅取得補助金
高野町	高野町移住定住促進補助事業

大阪府

4市

新築

中古

平成29年11月1日現在

貝塚市

若年世帯住宅取得補助金

子育て支援型  
地域活性化型

■主な申請条件

- ・2人以上の40歳未満の世帯で、市外に継続して1年以上居住している世帯主
- ・申請者（配偶者の方を含む）の親世帯が市内に5年以上居住していること  
※平成29年4月以降の泉州地域以外からの転入者については、親世帯の市内在住は問いません。
- ・申請者の世帯の方が平成28年10月以降に市内に3年以上居住するための住宅を取得すること

■補助金額

- ・親世帯が貝塚市内に居住：基礎金額35万円（条件により最大30万円の加算）
- ・泉州地域以外からの転入：基礎金額20万円（条件により最大10万円の加算）

➤ 補助額の合計が30万円の場合に限り、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用できます。）

利用対象証明書申請受付開始日：平成29年6月1日

<照会先> 貝塚市役所 都市整備部 まちづくり課

TEL:072-433-7211

<http://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/toshiseibi/machidukuri/menu/zyutakusogo/syutoku.html>

補助制度についてはこちら



貝塚市の観光スポット

★二色の浜

大阪府下で随一の海水浴場。帆船マストのモニュメントがシンボルとなっている公園には大型のジャングルジムなどダイナミックな遊戯施設もあり家族やグループで一日中楽しむことができる。



★そぶら貝塚

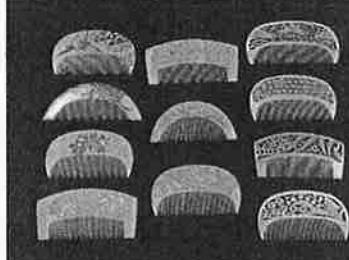
効能豊かな天然温泉や宿泊施設、木工室やスポーツ施設まで揃っているリゾート施設。家族やグループで楽しめる。



貝塚市の特産品

★和泉櫛

11世紀発祥の和泉櫛は全国シェアのほとんどを占める。使い込むほどに馴染む質感と素朴な手触り、通りの良さを持つ木櫛は細工も見事である。



## 枚方市

## 三世代家族・定住促進住宅取得補助金

子育て支援型  
地域活性化型

## ■主な申請条件

## 1. 「枚方市三世代家族・定住促進住宅取得補助金」の交付要件に該当する方

&lt;主な申請条件&gt; ※ 1

- ・次の①および②に該当すること。

①市外に1年以上継続して居住する「子育て世帯」または「若年夫婦世帯」と、市内に1年以上継続して居住する親世帯が同居または近居するために住宅を取得し、交付申請日に同居または近居していること。

子育て世帯…満18歳に達する日以降に到来する最初の3月末日を経過するまでの者（胎児を含む。）  
とその父母が同居する世帯

若年夫婦世帯…いずれも40歳未満の夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）世帯

②同居または近居するために取得した住宅を、三世代家族の親または子が所有していること。

- ・同居により補助金を受ける際は取得した住宅の床面積が50m<sup>2</sup>以上あること。ただし、戸建ての場合は70m<sup>2</sup>以上であること。

▶ 主な申請条件のうち下線の要件が【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の追加要件

## 2. 枚方市から「利用対象証明書」が発行される方。

## ■補助金額・・・上限30万円

利用対象証明書申請受付開始日：平成29年10月2日

&lt;照会先&gt; 枚方市役所 都市整備部 景観住宅整備課

補助制度についてはこちら

TEL:072-841-1478

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000010625.html>

## 枚方市の観光スポット

## ★山田池公園

市東部の丘陵地帯に広がる自然あふれる公園。山田池とその周りの豊かな自然が生かされた人々の憩いの場となっている。



公園の中の山田池は月の名所として知られ、枚方八景のひとつ。  
築造はおよそ1200年前の平安時代と言われている。



芝生の丘やアスレチックの自由広場、バーベキューなど親子で楽しめるエリアが人気。もみじ谷、花菖蒲園、あじさい園など四季折々の花と緑を楽しめるスポットも点在している。



## 茨木市

## 多世代近居・同居支援住宅取得事業

子育て支援型

## ■主な申請条件

## 1. 「多世代近居・同居支援住宅取得事業」の交付要件に該当する方

&lt;主な要件&gt;※1

○次のいずれかに該当すること。

1) 親等が継続して1年以上市内に居住しており、かつ、子育て世帯の構成員の全員が継続して1年以上市外に居住した後に、市内住宅の取得を行い、転入していること。

2) 子育て世帯の構成員の全員が継続して1年以上市内に居住しており、かつ、親等が継続して1年以上市外に居住した後に、市内住宅の取得を行い、転入していること。

○申請者となる子育て世帯の構成員の全員もしくは親等が該当取得住宅に居住していること。

○近居・同居する子育て世帯において義務教育終了前の子がいること。

○同居により補助金を受ける際は取得した住宅の床面積が50m<sup>2</sup>以上であること。ただし、戸建ての場合は70m<sup>2</sup>以上であること。

※1…ほかにも要件がございます。詳しくは照会先へお問い合わせください。

▶ 主な申請条件のうち下線の要件が【フラット3.5】子育て支援型・地域活性化型の追加要件

## 2. 茨木市から「利用対象証明書」が発行される方。

■補助金額・・・上限30万円

利用対象証明書申請受付開始日：平成29年11月1日

&lt;照会先&gt; 茨木市役所 都市整備部 居住政策課

補助制度についてはこちら

TEL:072-655-2755

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/sigai/37628.html>

## 茨木市の魅力

## ★子育てをしっかりサポート

妊娠健康診査費用を14回まで助成

府内の委託医療機関や

助産所で妊娠健康診査を14回、計12万円まで助成。



小学校6年生までこども医療費を助成

子どものけがや病気のときに、通院や入院の医療費を助成しています。（対象者を平成30年4月から中学3年生まで拡充）



市内各所に子育て支援拠点があります

子育て支援総合センターをはじめ、

地域子育て支援センターなど地域の子育て支援拠点が22ヶ所あり、皆さんの子育てをサポート。



## 充実の一時保育

子育て支援総合センターや子育てすこやかセンターのほか、一部のつどいの広場、私立保育園などさまざまな場所で一時保育を実施。



## ★充実の教育環境

「一人も見捨てへん」教育

「知・徳・体」の調和をとれた子どもの育成に努めています。学力高位層を増やすだけでなく、

学力低位層を減らすことに力を注ぎ、臨床心理士などの専門家や教員以外の人員も積極的に推進しています。



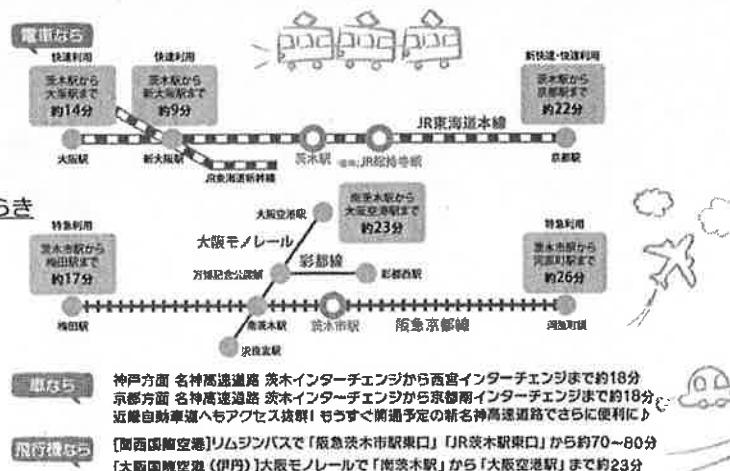
## ★仕事にも

ショッピングにも

おでかけにも

旅行にも

とっても便利ないばらき



大阪府

4市

新築

中古

平成29年11月1日現在

大東市

三世代家族推進事業

子育て支援型

■主な申請条件

- ・住民票異動時に高校生以下（満18歳に達した日以降における最初の3月31日までの期間）の子（出産予定を含む）を扶養している世帯で、次のいずれかの要件を満たす世帯主
- ・市外からの転入の場合、住民登録が大東市外に1年以上あること
- ・市内転居の場合、住民登録が大東市内に1年以上あること
- ・申請者世帯の親世帯が市内に3年以上在住していること

■補助金額

- ・転入給付金：最大10万円（親子世帯宅間の直線距離に応じて増減）
- ・住宅取得等補助金：最大40万円（取得住宅の床面積及び親子世帯宅間の直線距離に応じて増減）

▶ 住宅取得等補助金が交付される場合（床面積要件の内、戸建ての場合は70m<sup>2</sup>以上）に限り、【フラット35】子育て支援型を利用できます。

利用対象証明書申請受付開始日：平成29年8月1日

<照会先> 大東市役所 街づくり部 建築課

Tel 072-872-2181

<http://www.city.daito.lg.jp/kakukakaranoosirase/machizukuri/kenchiku/1461306037718.html>

補助制度についてはこちら



## 和歌山市

## 和歌山市転入型三世代同居・近居促進補助金

子育て支援型

## ■主な申請条件

## ●同居タイプの条件

延べ床面積が50m<sup>2</sup>以上ある住宅に親世帯と子世帯が同居すること。ただし、戸建ての場合は70m<sup>2</sup>以上であること。

## ●近居タイプの条件

親世帯及び子世帯が直線で2キロメートル以内の異なる住宅に居住すること。

## ●同居・近居タイプ共通の条件

## &lt;子世帯の要件&gt;

中学生以下の子（出産予定を含む）がいること。

## &lt;転入世帯の要件&gt;

転入前1年以上継続して市外に居住していること。

## &lt;受入世帯の要件&gt;

3年以上継続して市内に居住していること。

➤ 主な申請条件のうち下線の要件が【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の追加要件

## ■補助金額

住宅所得費用の10分の1（上限30万円）

利用対象証明書申請受付開始日：平成29年9月1日

<照会先> 和歌山市役所 福祉局 こども未来部 子育て支援課

TEL:073-435-1329

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/kosodate/1001103/1012174.html>

補助制度についてはこちら



## 和歌山市の観光スポット

## ★和歌山城

虎伏山（とらふすやま）に立つ和歌山市のシンボル。紀州徳川家の居城としての歴史や、復元された御橋廊下等はもちろん、お城の敷地の中には、動物園やお茶室がある。



## ★和歌山マリーナシティ

和歌山市の南部に位置し、景観との調和を図りながら建設された人工島。「黒潮市場」、天然温泉「紀州黒潮温泉」、リゾートホテル「和歌山マリーナシティホテル」など多彩な施設が集まったリゾートアイランド。



## 和歌山市のグルメ

## ★和歌山ラーメン

和歌山市ではラーメン屋が多数あり、醤油系、豚骨醤油系が多い。地元では中華そばと呼ばれる。

## 橋本市

## 橋本市転入夫婦新築住宅取得補助金

地域活性化型

## ■主な申請条件

- ・戸籍上婚姻関係のある夫婦であり、かつ当該夫婦のいずれかが満40歳未満であること
- ・夫婦の双方が平成27年4月1日以降に本市に転入し、かつ、転入前1年間は本市に住民登録が無いこと
- ・市内で取得した新築住宅
- ・居住部分の延床面積が50m<sup>2</sup>以上であること。ただし、戸建ての場合は70m<sup>2</sup>以上であること。

➤ 主な申請条件のうち下線の要件が【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の追加要件

## ■補助金額

50万円

利用対象証明書申請受付開始日：平成29年8月1日

&lt;照会先&gt; 橋本市役所 経済推進部 シティセールス推進課

TEL:0736-33-6106（直通）

補助制度についてはこちら

<http://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/keizaisuisinbu/citysales/teijyu/hashimotogurasi/1425625170931.html>



## 橋本市の住環境

## ★高野山の麓の自然に囲まれた田園都市

高野街道と伊勢（大和）街道が交わる紀州わかやまの玄関口。まちの中央部には紀の川が流れ、山河の自然も豊かです。大阪都心部へ約40分という便利さと、田舎暮らしとが共存するまちです。



## 橋本市の子育て

## ★里山体験が子どもの豊かな心をつくる

こども園や子育て支援センターがあり、ママ・パパや子ども達の交流の場が充実。授業では、自然体験を取り入れています。中学生まで医療費無料や学童保育の充実など子育て環境が充実しています。



## 橋本市の伝統産業

## ★パイル織物・紀州へら竿

パイル織物は有毛生地で、ふわふわの高級感がある織物で、新幹線のシートや国會議事堂の椅子にも使われています。

紀州へら竿は、国の伝統的工芸品に指定されている逸品です。



## 高野町

## 高野町移住定住促進補助事業

地域活性化型

## ■主な申請条件

- ・町外から転入し、住宅を新築又は中古住宅を購入すること

## ■補助金額

住宅の建設に対する補助金…補助対象経費の1/2(最高補助金額200万円)

※新築の場合申請時に建築確認申請の写しまたは工事届の写しが必要です

中古住宅の購入に対する補助金…補助対象経費の1/2(最高補助金額80万円)

利用対象証明書申請受付開始日：平成29年9月1日

<照会先> 高野町 産業観光課 地域振興係

TEL:0736-56-9001

<https://www.town.koya.wakayama.jp/town/iju/7548.html>

補助制度についてはこちら



## 高野町の観光スポット

## ★壇上伽藍

壇上伽藍とは弘法大師が高野山開創後に真っ先に整備した場所と言われており、僧侶の修業の場であった。

壇上伽藍の隣にある六角經蔵といわれる建物がある。実は經蔵の基壇のあたりに把手がついており、回せるようになっている。一回転させると経を一回読んだ事と同等の徳を得られるといわれている。



## ★高野山の宿坊

高野山山上の宿坊は唯一お酒が飲める宿坊である。弘法大師が最初にお米・塩・御神酒をお供えしたと言われており、お下がりとしてお坊さんも当時からお酒を嗜んでいたことから高野山は今でもお酒を提供しているそう。



## II 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型連携地方公共団体一覧(兵庫県)

- ・近畿圏のフラット35子育て支援型・地域活性化型の協定締結数は19団体（11／1時点）
- ・兵庫県内4団体と協定締結

(注) 各地方公共団体の補助金受付等が終了した場合は受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。



### ■兵庫県

兵庫県	空き家活用支援事業（住宅型〈若年・子育て支援タイプ〉）
加西市	加西市若者定住促進住宅補助事業
南あわじ市	南あわじ市マイホーム取得事業補助金
神河町	若年世帯住宅取得支援事業

## 兵庫県

空き家活用支援事業  
(住宅型<若年・子育て支援タイプ>)

子育て支援型

## ■主な申請条件

- ・取得する住宅が一戸建ての空き家であること
- ・補助申請日時点において夫婦の満年齢の合計が80歳未満  
又は住宅の補助申請者の満年齢が40歳未満であること
- ・補助申請日時点において子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）又は妊娠している者が同居している世帯であること
- ・政令市、中核市を除く市町であり、市街化区域を除く区域であること  
(姫路市の旧香寺町、安富町、夢前町、家島町の区域は対象)

※空き家活用支援事業 住宅型&lt;若年・子育て支援タイプ&gt;における兵庫県知事

あての補助金交付申請書（「国土整備部補助金交付要綱第3条に基づくもの」）の申請者と【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用申請書の申請者が同一の場合に限る

## ■補助金額

改修費上限150万円、移転費上限10万円  
※対象工事費に応じた定額補助額（右表）  
と対象工事費の1/2のいずれか低い方の額が補助額となります。

対象経費	定額補助額
300万円以上	150万円
200万円以上300万円未満	112万5千円
100万円以上200万円未満	75万円

利用対象証明書申請受付開始日：平成29年10月2日

&lt;照会先&gt; 兵庫県庁 県土整備部 住宅建築局 住宅政策課

TEL: 078-362-3583

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/machi-saisei/sato-akiya/sato-akiya.html>

補助制度についてはこちら



## 加西市

## 加西市若者定住促進住宅補助事業

地域活性化型

## ■主な申請要件

- ・現住所が加西市外であり、加西市に移転する場合、または、現住所が加西市内で、夫婦のいずれもが、加西市内の住民登録期間が通算10年未満の場合
- ・自分が住むための一戸建て住宅、分譲共同住宅等を新築または購入すること
- ・世帯主とその配偶者の合計年齢が80歳以下（世帯主が単身の場合は40歳以下）であること

## ■補助金額

- ・市外からの転入世帯（※1）の住宅取得の場合  
借入額の5%（上限50万円）
- ・市内居住世帯（※2）が地縁のある小学校区（※3）に住宅取得の場合  
借入額の4%（上限35万円）
- ・市内居住世帯が地縁のある小学校区外に住宅取得の場合  
借入額の3%（上限25万円）

※1 世帯主およびその配偶者のいずれもが加西市に住民登録のある期間が通算して10年未満の世帯をいう。

※2 世帯主またはその配偶者が加西市に住民登録のある期間が通算して10年以上の世帯をいう。

※3 世帯主またはその配偶者が住民登録のある期間が通算して10年以上の小学校区をいう。

利用対象証明書申請受付開始日：平成29年月日

<照会先> 加西市役所 地域振興部 産業振興課

Tel:0790-42-8740

<http://www.city.kasai.hyogo.jp/01kura/06shie/23teij.htm>

補助制度についてはこちら



## 加西市の観光

## ■玉丘史跡公園

播磨国風土記にも登場するヒロイン「根日女」（ねひめ）を祀ったとされる玉丘古墳（国指定史跡）を中心とした約6haの公園には、7基もの古墳があり古代の口マンを感じることができます。

公園内には、大型遊具「ねひめの森」があり、子どもたちが伸び伸びと安全・安心に遊ぶことができます。



## 南あわじ市

## 南あわじ市マイホーム取得事業補助金

地域活性化型

## ■主な申請条件

- ・平成28年4月1日以降に南あわじ市に転入し、かつ、転入前3年間において市の住民基本台帳に記録がない個人であること
- ・南あわじ市にて住宅を建築又は購入し、その住宅に居住して10年以上定住すること

## ■補助金額

## ○基本補助金

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| ・新築住宅、建売住宅        | 200万円 |
| ・中古住宅（市の空き家バンク登録） | 50万円  |

## ○加算補助金

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| ・夫婦の合計年齢が80歳未満の場合 | 50万円      |
| ・中学生以下の子どもがいる場合   | 1人につき20万円 |
| ・市内業者を利用して新築する場合  | 30万円      |

※ただし、基本補助額と加算補助金の合計額と、住宅の取得に要した費用の支払額の3分の1を比較して少ないほうの金額を上限とする。（1,000円未満切り捨て）

利用対象証明書申請受付開始日：平成29年月日

&lt;照会先&gt; 南あわじ市役所 企画部 ふるさと創生課

TEL: 0799-43-5205

<http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/soshiki/furusato/myhome.html>

補助制度についてはこちら

南あわじ市の  
観光スポット

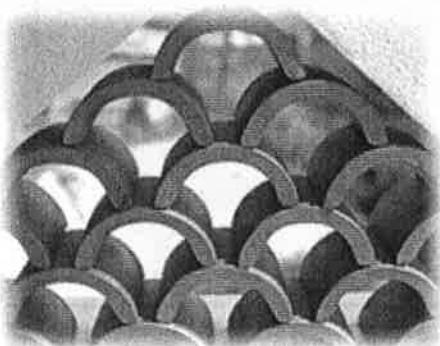
## ★おのころ神社

日本神話で“国生みの地”と言われる場所。2人の神様が、夫婦の契りを結んで国生みを始めた最初の場所が淡路島と云われる。その神話的背景から縁結びや夫婦円満のご利益のあるとされる。

南あわじ市の  
特産品

## ★淡路瓦

三州瓦、石州瓦と並ぶ日本三大瓦の一つ。南あわじ市を中心に、美しい銀色のサ工が特徴のいぶし瓦を主体に生産されている。いぶし瓦の生産量は全国一を誇る。



## 神河町 → 若年世帯住宅取得支援事業補助金

子育て支援型

## ■主な申請条件

- 夫婦の満年齢の合計が80歳未満又は住宅購入者の満年齢が40歳未満
- 扶養する子の年齢が満15歳に到達して最初の3月31日までの間にある子
- 過去に補助世帯として当該補助金の交付を受けていないこと等

## ■補助金額

- 若年世帯住宅取得支援事業で最大190万円の補助金を交付している。
- 住宅取得に係る費用（土地代は除く）の10分の1とし、100万円を上限
  - 町内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者を利用して新築又は増築する場合、50万円を上乗せ
  - 町内の製材事業者から地域材を調達し、その使用量が10立方メートル以上の場合、40万円を上乗せ

利用対象証明書申請受付開始日：平成29年7月18日

&lt;照会先&gt; 神河町 ひと・まち・みらい課

TEL: 0790-34-0002

[http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/forms/info/info.aspx?info\\_id=36192](http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/forms/info/info.aspx?info_id=36192)

補助制度についてはこちら



## 神河町の観光スポット

## ★砥峰高原

秋には草原一面が銀色の絨毯となる日本有数のスキーリゾートである。また、映画やドラマの撮影地としても有名。



## 神河町の特産品

## ★柚子

柚子を使った「ゆずマーマレード」、「ゆず味噌」、「ゆず酒」等様々な柚子の商品を販売。



## 神河町のスキー場

## ★峰山高原リゾート ホワイトピーク

兵庫県神河町に国内14年ぶりの新設スキー場！  
2017年12月16日オープン予定！

